

京都市告示第 216 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 6 月 16 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
吉祥院経31号線	南区吉祥院砂ノ町50番地地先から	旧	メートル 17.00	7.75 ～メートル 7.85
	同区吉祥院観音堂町8番地の3地先まで	新	17.00	7.75 ～ 7.90
吉祥院緯42号線	南区吉祥院砂ノ町100番地地先から	旧	12.60	7.95 ～ 13.70
	同区吉祥院観音堂町8番地の3地先まで	新	12.60	8.00 ～ 14.20
羽束師12号線	伏見区羽束師菱川町431番地の1地先から	旧	32.40	1.00
	同町428番地地先まで	新	32.40	1.46 ～ 6.76
淀 1 号 線	伏見区淀樋爪町35番地地先から	旧	14.30	2.20
	同町101番地地先まで	新	14.30	2.22 ～ 6.39

(建設局道路部道路明示課)